



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *48 和歌山県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める
条例の一部を改正する条例 (議会事務局)..... 1

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例

1 条例概要
公職選挙法の一部改正に伴い、和歌山県議会議員の選挙区を条例で定めるとともに、規定の整備を行いました。(第2条及び第3条関係)

2 施行期日
平成27年3月1日から施行します。

条 例

和歌山県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 20 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第48号

和歌山県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例

和歌山県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例(昭和61年和歌山県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条の見出し中「各選挙区」を「選挙区及び各選挙区」に改め、同条中「第15条第8項」を「(昭和25年法律第100号)第15条第1項及び第8項」に改め、「和歌山県議会議員の」の次に「選挙区及び」を加え、同条を第2条とする。

附 則

この条例は、平成27年3月1日から施行する。